

### 3 学芸員課程

本学の学芸員課程は「博物館法」に基づいた学芸員の養成を目的とし、この学芸員資格取得に必要な単位を修得させるために設けられています。

学芸員課程の履修にあたっては、学芸員の資格取得に必要な科目の履修方法、履修登録資格、履修手続き方法を熟読のうえ、手続きなどに誤りのないよう留意してください。

## ■ 1. 学芸員について

昭和26年12月に公布された「博物館法」には「社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」とあります。

この「博物館」とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたもの」（博物館法第2条）であり、具体的には美術館、郷土館、記念館、民芸館、文書館、資料館などです。

これらの博物館法に定められた「博物館」には、専門的職員としての「学芸員」を置くことが義務付けられており、その職務については、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」とあるように、博物館機能を円滑に遂行しその専門的学術研究を基盤として、教育普及活動をすすめることにあります。

博物館がこの目的達成のため、いかに有機的に機能し得るか否かは、ひとえに学芸員の資質や能力とその実践にかかっており、このため、近年有能な専門職員としての学芸員が求められるようになりました。

本学においては、この要求に応えるため、昭和60年度から学芸員を養成するための授業科目を開講しています。

したがって学芸員課程の履修にあたっては、先に述べた趣旨を十分認識し、社会の要請に応えられるよう、しっかりと心構えと努力が必要です。

## ■ 2. 学芸員の資格について

「博物館法」（第5条第1項第1号）に「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」は、学芸員となる資格を有すると定められています。この規程に基いて、本学においては、所定の授業科目の単位を修得した者に対して、卒業の際に、学芸員となる資格の取得に必要な授業科目の単位修得を証明する「修了証書」を授与します。

## ■ 3. 本学の方針

本学学芸員課程は、文科系・理科系それぞれの学生に対応し各分野の基礎知識の上に専門性が高められるよう履修科目が設置されています。

文科系の学生に対しては、主として民俗資料及び文書資料を扱い得る学芸員の養成を目的としています。このことは、本学附置の日本常民文化研究所において資料の収集、整理、調査研究、展示に関する基礎実習を行い得ることによるもので、本学では、これを基盤に本学博物館実習協力館での博物館実習により、さらに充実した学芸員の養成を目指しています。（湘南ひらつかキャンパスの課程はこれに準じます。）

理科系の学生に対しては、自然科学系の資料を扱い得る学芸員の養成を目的としています。（湘南ひらつかキャンパス）自然科学系の課程では、動植物の標本作成や整理に関する基礎実習を学内でを行い、実際の標本管理・展示に関する実技・実務を本学博物館実習協力館で行うことにより質の高い学芸員の養成を目指しています。

## ■ 4. 履修方法について

- (1) 課程登録の方法は、学芸員課程年間スケジュールに従って行います。日程の詳細については、掲示に注意してください。
- (2) 課程の本登録を希望する者を対象に、1年次の12～1月（予定）に本登録のガイダンスを行い、選考を行います。
- (3) 課程の本登録を許可された学生は、「学芸員課程履修登録費」20,000円を納入してください。納入方法については別途指示します。
- (4) 2年次生は、3・4年次に担当されている必修科目は履修できません。

## ■ 5. 学芸員課程履修登録費及び博物館実習登録費について

課程履修希望者は「学芸員課程履修登録費」20,000円（初年度のみ）を2年次の履修登録時に納入し、「博物館実習登録費」5,000円を4年次の博物館実習の履修登録手続時に納入してください。また、館務実習費、博物館見学など実習に要する費用（交通費など）は、履修者の負担とします。

なお、「学芸員課程履修登録費」や「博物館実習登録費」を未納の者は、授業科目の履修ができません。

## ■ 6. 「博物館実習Ⅰ」及び「博物館実習Ⅱ」について

- (1) 「博物館実習Ⅰ（古文書・民俗資料実習）」は、県内・県外における博物館の見学、調査及び本学附置の日本常民文化研究所における実技、実務を実施します。
- (2) 「博物館実習Ⅰ（自然史・文化史資料実習）」では、自然史系は理学部実験室で動植物の標本作成と整理に関する実習を行い、文化史系は野外調査と展示に関する実習を行います。
- (3) 「博物館実習Ⅱ」は、県内を中心とした各種博物館・資料館への見学実習及び実習の協力が得られた博物館等において館務実習を行います。博物館実習の詳細についてのガイダンスは、3年次の12～1月（予定）に実施します。ガイダンスに無断で欠席した場合は、履修を認めません。

### 学芸員課程 履修の流れ

1年	12～1月	「本登録」ガイダンス	… 「本登録」の申込について詳細を説明します。
	12～3月	「本登録」選考、発表	… 「本登録」を許可された学生は、次年度「登録費」を納入してください。
↓			
2年	4月	「登録費」納入	… 「登録費」を所定の期日に納入してください。
↓			
3年	12～1月	「博物館実習」ガイダンス⇒内諾活動	… 内諾活動について説明します。
↓			
4年	4月	「博物館実習登録費」納入	… 「博物館実習登録費」を所定の期日に納入してください。
	4～11月	見学実習	… 開催日詳細は掲示等で確認してください。
		博物館実習（館務実習）	… 実習館により実習日程は異なります。
	1月	実習報告会	
3月	「修了証書」授与		

【 注 意 】 ガイダンスに無断で欠席した場合は、登録を認めません。

## ■ 7. 学芸員に関する科目（2020年度入学者から適用）

科目名	1年次		2年次		3年次		4年次		本学の 修了要件 単位数	法定 単位数		
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	5セメスター	6セメスター				
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位			授業科目	単位
必修・選択必修科目（省令科目）	生涯学習概論	■生涯学習論	○2								2	20
	博物館概論			博物館概論	○2						2	
	博物館経営論			博物館経営論	○2						2	
	博物館資料論			博物館資料論	○2						2	
	博物館資料保存論			博物館資料保存論	○2						2	
	博物館展示論			博物館展示論	○2						2	
	博物館教育論			博物館教育論	○2						2	
	博物館情報・メディア論			博物館情報・メディア論	○2						2	
	博物館実習							(横)博物館実習Ⅰ(古文書・民俗資料実習) (湘)博物館実習Ⅰ(自然史・文化史資料実習)	×2 ×2	博物館実習Ⅱ	○2	
選択科目（分野）	文化史	■日本史	2									8 (2分野以上)
		■世界史	2									
		(横)舞台芸術論	2	(横)日本芸能論	2							
		(横)日本史概論	2	(湘)日本文化論	2							
	美術史	(横)日本の美術	2		(横)西洋建築史	2						
		考古学	■考古学	2								
	民俗学	■文化人類学	2									
		■民俗学	2									
		■宗教学	2									
		(横)民俗学概論	2									
	自然科学史	(横)文化人類学概論	2									
		(横)宗教学概論	2									
		(湘)自然の歴史	2									
	物理	(湘)物理学概論Ⅰ	2	(湘)物理学概論Ⅰ	2							
		(湘)物理学概論Ⅱ	2									
	化学	(湘)化学概論Ⅰ	2	(湘)化学概論Ⅰ	2							
		(湘)化学概論Ⅱ	2	(湘)化学概論Ⅱ	2							
		(湘)基礎物理化学Ⅰ	2	(湘)基礎物理化学Ⅰ	2							
生物	(湘)生物学概論Ⅰ	2	(湘)生物学概論Ⅰ	2								
	(湘)生物学概論Ⅱ	2	(湘)生物学概論Ⅱ	2								
地学			(湘)地学概論Ⅰ	2	(湘)地学概論Ⅱ	2	(横)地学Ⅰ	2	(横)地学Ⅱ	2		

(注)

- 印は必修科目、×印は選択必修科目を示す。また、■印は共通教養科目、(横)は横浜キャンパス、(湘)は湘南ひらつかキャンパスの開講科目であることを示す。
- 登録は原則として2年次に行う。
- 「博物館実習Ⅱ」は、3年次までの必修科目及び選択必修科目を修得済みの者でなければ履修できない。
- 学芸員課程修了の要件＝必修科目18単位、選択必修科目2単位、選択科目から2分野以上にわたって8単位以上、合計28単位以上を修得すること。
- (横)(湘)の記載がある科目について、横浜キャンパスの学生は(横)の科目を、湘南ひらつかキャンパスの学生は(湘)の科目を履修することを原則とする。
- 配当期は原則とする。